

島根県収入証紙廃止による納付方法の変更のご案内

令和8年3月末で島根県収入証紙を廃止します。

証紙の**販売**は
令和8年3月末まで

証紙の**使用**は
令和8年9月末まで

未使用の収入証紙の
還付は
令和13年3月末まで

購入後、使用しなかった収入証紙は…

令和8年4月1日以降、未使用の収入証紙を返還いただくと額面金額を還付します。

詳しい手続については、今後県のホームページ等でお知らせします。

旅券手数料の収入証紙（県手数料分2,300円又は1,900円）

に代わる納付方法について

1. 納付書での納付



- 窓口から受け取った納付書を使用して、金融機関窓口またはコンビニで現金納付。
- 旅券の受け取りの際に領収印のある納付済証明書を旅券窓口に持参。

2. 申請窓口での納付



- 旅券の受け取りの際にキャッシュレス端末を利用しての納付。
例) クレジットカード、コード決済、電子マネー

旅券に係る申請・届出の詳細についてはこちら

URL: www.pref.shimane.lg.jp/life/international/passport/shutoku/



※収入印紙（国手数料分14,000円、9,000円、4,000円）による納付については、変更はありません（郵便局、コンビニ等で購入できます）。

お問い合わせ先

島根県パスポートセンター

電話：0852-27-8686 E-mail：passport@pref.shimane.lg.jp



島根県収入証紙の廃止についてはこちら

[島根県収入証紙廃止](#)

検索

